



# 12月3日～9日は 障害者週間

## 住み慣れた地域で

「障害者週間」は、障がい・障がいのある人への関心や理解を深めていただくとともに、障がいのある人の社会参加への意欲を高めるための啓発活動を行う週間です。

市民一人ひとりが障がい・障がいのある人についての理解と認識を深め、障がいのある人もない人も互いに支え合いながら暮らせる社会を目指しましょう。

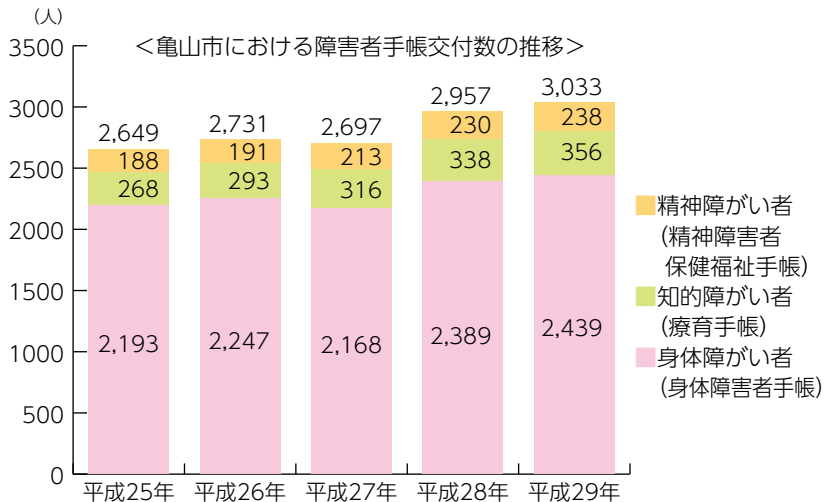
問合せ先 健康福祉部地域福祉室 (☎84-3311)

### ◆障害者手帳の交付状況

亀山市における障害者手帳交付数の推移をみると、各障害者手帳所持者は全体的に増加傾向にあります。

平成29年には、身体障害者手帳は2,439人、療育手帳は356人、精神障害者保健福祉手帳は238人となり、平成25年に比べ全体人数で384人、率にして14.5%増加しています。

今後も、障害者手帳の交付数の増加が予想されています。

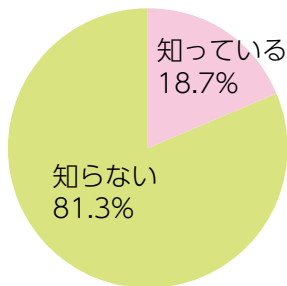


### ◆障がい福祉サービス等に関するアンケート調査結果

障がい福祉サービスや障がい児通所支援の利用者を対象として実施し、その中で「障がい福祉の向上について」の項目を抜粋して掲載しました。

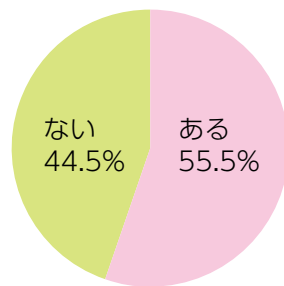
配布数：337人  
有効回収数：161人  
有効回収率：47.8%  
調査期間：平成28年12月7日～平成29年1月31日

◎平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を知っていますか？



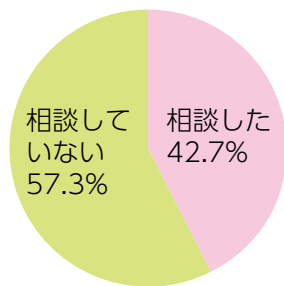
「知らない」(81.3%)と答えた人が多く、認知度は高くありません。

◎障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことはありますか？



「ある」(55.5%)と答えた人の半数以上が障がいによる差別などを経験しています。

◎差別で嫌な思いをしたことを誰かに相談しましたか？



「相談していない」(57.3%)と答えた人が6割近くに上っています。

### ◎「不当な差別的な取り扱いを受けた」と感じた具体的な内容

学校でできないことを責められた。ほかの生徒と別々の行動をさせられ、「じゃま」とはっきり言われた。

一生懸命に仕事をしているけど、周囲の人たちに暴言を吐かれたり急ぎ立てられたりなど、いろいろと差別を受けてきた。

自閉傾向が強く、初めての場所や多くの人がいる所は苦手のため、大きな声が出てパニックになりやすく、健常者に受け入れられにくい。

# 自分らしい生活を送れるように！

## ◆障がい者(児)・介助者などに、さまざまなサービスや取り組みを行っています。

※障害者手帳を所持していても、介護保険の対象となる人は、介護保険が優先されます。

### 障がいのある人の地域で自立した生活を支えるサービス

#### ●障害福祉サービス

障がいのある人が、事業者との契約によりサービスを利用する制度です。障害福祉サービスを利用したい人は、市が発行する受給者証が必要です。

<主なサービス>

ホームヘルプ、生活介護(デイサービス)、ショートステイなど

#### ●三重おもいやり駐車場利用証制度

障がいのある人や妊産婦などで、歩行困難な人に、公共施設や店舗等に設置される「おもいやり駐車場」の利用証を交付します。



### 割引制度

#### ●有料道路通行料割引制度

身体障がい者が自ら自動車を運転する場合、または重度の身体障がい者が乗車もしくは重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の割引(5割)が受けられます(利用前に手続きが必要)。

※介護者運転の場合は障がいの種別、等級に制限があります。

※登録できる自動車は障がいのある人1人につき1台に限ります。



### 緊急時の通報

#### ●緊急通報用ファクス番号

聴覚や言語に障がいがあるなど、電話での110番、119番通報ができない人のために、ファクスを利用した連絡方法があります。

▷火事・救急など

亀山市消防本部(FAX82-9454)

▷事件・事故など

三重県警察本部(FAX059-229-0110)



### 障がい者(児)の手当や介助をしている人などへの福祉サービス



#### ●特別障害者手当の支給

在宅で、著しい重度の障がい重複してあるなど、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上のの人に支給します。

<支給額>月額26,810円(所得制限あり)

#### ●障害児福祉手当の支給

著しい重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の人に支給します。

<支給額>月額14,580円(所得制限あり)

#### ●特別児童扶養手当の支給

20歳未満で中度～高度の障がいを持つ児童を扶養している人に支給します。

<支給額> 1級…月額51,450円

2級…月額34,270円(所得制限あり)

### 相談機関など

#### ●障害者虐待防止ネットワーク

障がい者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談を受け付けています。

#### 通報窓口

健康福祉部地域福祉室  
(あいあい ☎84-3313)

※休日・夜間は市役所(☎82-1111[代表])

#### ●障害者総合相談支援センター「あい」

身体、知的、精神に障がいのある人、ひきこもりの人、またはその家族のための相談機関です。

社会参加、就労、日常生活などのさまざまな相談に応じていますので、何か困りごとや相談のある人はお気軽にお問い合わせください。

なお、相談は来所での相談以外に、電話・訪問相談も受け付けています。

#### 担当窓口

障害者総合相談支援センター「あい」  
(あいあい2階 ☎84-4711)



## 『第2次亀山市障がい者福祉計画』の策定を進めています

市では、アンケート調査結果や従来からの取り組みの検証、国の基本方針等に基づき、福祉サービスや支援の充実はもとより、総合相談窓口の設置、啓発活動の強化など、さまざまな取り組みを盛り込むことにしています。そして、住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに生活ができる共生のまち「かめやま」の実現を目指します。

